



相続

遺言

家族信託

のご相談が
できます!

相続専門の
司法書士

による

相続・遺言・家族信託 の無料相談会

事前予約制

テレビ電話で自宅からのご相談も可能です。
詳しくはお問い合わせください!

2週間毎日開催!
6/13(土)~26(金)

相談時間

① 10:00~10:50 ② 11:00~11:50 ③ 13:00~13:50
④ 14:00~14:50 ⑤ 15:00~15:50 ⑥ 16:00~16:50

主催

千保司法書士事務所

栃木県大田原市本町1-2695-124 (大田原の法務局の目の前)

ご予約
ダイヤル

0287-22-4047

※事前予約制 (お電話でお申込下さい)

おうちからの相談も
対応しています!



新型コロナウイルスに罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。こうしたなか「外出は控えたいけれど、相続で困っている」というお声が多く寄せられております。そんな皆様に、ご自宅から専門家にご相談いただける無料相談会のご案内です。



相談会当日の
新型コロナウイルスへの
対策につきまして

相談会当日は皆様に少しでも安心してご来所ごいただけるよう下記に取り組んでいます。

●消毒液を利用した手の殺菌 ●定期的な換気 ●マスクを着用した面談
その他ご不安な事に関しましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

こんなお困りごとありませんか?

※相続の手続きには期限があります!

財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておく、
後で様々なトラブルが起こります。

遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- ほかの相続人ともめないように手続きを進めたい。

亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人と
トラブルにならないようお手伝いいたします。

遺言と贈与について

- 遺産が少しでも遺言を書いたほうがいいのか?
- やっぱり公正証書遺言にするべき?
- 遺言書があるが、具体的な手続きがわからない。
- 遺言の内容を書き直せるか知りたい。



家族関係が複雑・不動産が多い場合は遺言を
書くことで残された家族がもめなくて済みます。

相続対策について

- 相続税がかかる場合と
かからない場合とは?
- 暦年贈与のポイントと落とし穴。
- 今からできる相続対策をしておきたい



元気なうちからできる相続対策があります。

家族信託と成年後見について

- 認知症の家族の財産管理をしたい
- 子供や近い親族がなく、自分の今後が心配
- 障がいを持つ家族の将来のため対策を立てたい



今の不安、今後の不安・・・
適切な管理で生活を支えることができます。

借金の相続について

- 遺産に借金がある場合の
手立てを知りたい
- 親が残した借金を相続したくない



放棄には3ヶ月の期限があります。

相続の専門家がお悩みを解決します



千保司法書士事務所

代表司法書士

千保 武士

(栃木県司法書士会所属 会員番号345号)

相続には「3か月」「10か月」といった期限があります。コロナウィルスで外出自粛されている方でも、専門家に気軽に相談できるよう、相談会を開催します。まずはお電話でご予約下さい。

以下のチェックに当てはまる方は、ぜひご相談ください。

- 最近、ご家族の物忘れが気になり始めた
- 認知症になったときの「お金」の問題が不安
- 老人ホームに入ったら自宅・実家は空き家になる
- 所有している財産の多くが不動産である
- 相続で家族がもめるのを防ぎたい



重要

相続の法律が変わります!

2019年1月13日から随時スタートしている『**相続法の改正**』と最新の『**相続対策**』に関する相談も受け付けております。

●今からできる相続対策

7月からは遺言についてもルールが変更!?

- 家族で揉めない**相続対策**について事前に知っておきたい!
- **法律の改正**にあたって今のうちにやっておくべきことを教えて欲しい!
- **遺言・家族信託**についてどのように進めて良いか分からない・



対策をしておけばよかった!良くあるお困りごとベスト5!

その一 銀行の預金口座から
お金の引き出せ
なくなって大変!

その二 自宅が空き家に?!
自宅が売却できなくて
大変!

その三 成年後見人がつくことに!?
裁判所から監督される
ことになってしまった

その四 所有している土地が
売却・賃貸が
できなくなった!

その五 収益用アパートの
新規の賃貸契約が
出来なくなってしまった!

元気なうちに 対策しておきましょう

「想いをつなぐ家族信託」をプレゼント!

家族信託を徹底解説!

※「家族信託を詳しく知りたい」というお声にお応えして、今回特別に用意いたしました。



先着**20**名様に
無料プレゼント!

おうちで相続相談の
お申し込みはこちら

0287-22-4047

予約受付 平日9:00~18:00

大田原市・那須塩原市・矢板市・宇都宮市で相続・家族信託に特化した司法書士事務所です。

千保司法書士事務所

TEL: 0287-22-4047 FAX: 0287-22-4500
住所: 栃木県大田原市本町1-2695-124 (大田原の法務局の目の前)

千保事務所では相続専門ホームページがオープン!



当事務所は相続・家族信託の専門家です。大田原・那須塩原市を中心に栃木県全域より通算5,500件以上の相談を受けています。家族信託の専門ホームページも開設されましたので是非ご覧ください。



相続・遺言・後見についての初回相談は無料



家族信託・不動産の名義変更・遺言作成など、相続のことでしたら何でも初回相談を無料で行っていますので、お気軽にお問い合わせください。